

第174回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月28日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

議案 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

目次

第174回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47

株主各位

証券コード 8081

2024年6月13日

〒104-6215 東京都中央区晴海一丁目8番12号

トリトンスクエアZ棟

株式会社 カナデン

代表取締役社長 本橋伸幸

第174回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第174回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際して、議決権行使書用紙を除く株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきましては電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の『議決権行使等のご案内』に従って、2024年6月27日（木曜日）当社営業時間の終了時（午後5時35分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2024年6月28日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z棟 15階 株式会社カナデン 本社会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第174期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第174期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役4名選任の件

以上

- 当社は、当社ウェブサイト以外にも、株式会社東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の株式会社東京証券取引所のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カナデン」又は証券「コード」に「8081」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

株式会社東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書の各議案に賛否のご表示のない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 交付書面から一部記載を省略している事項
次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」



議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
議決権行使書用紙を会場受付へご提出
ください。

株主総会開催日時

2024年6月28日(金曜日)
午前10時



書面(郵送)で 議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月27日(木曜日)
午後5時35分到着分まで



インターネット等で 議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2024年6月27日(木曜日)
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX年XX月XX日

基準日現在のご所有株式数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

日印用QRコード
日印用ID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
日印用パスワード XXXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

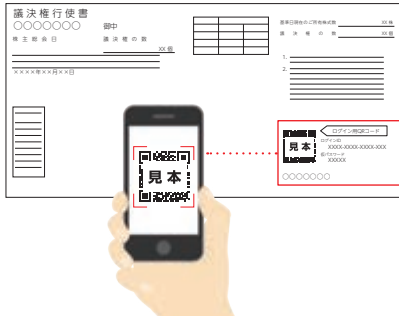
各議案に賛否のご表示のない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当				
1	もとはし のぶゆき 本橋 伸幸	取締役社長 (代表取締役)	再任			
2	もりや ふとし 守屋 太	専務取締役 (事業統括室長並びに営業部門担当、 ソリューション技術本部担当 及びICT推進部担当)	再任			
3	ながしま よしろう 永島 義郎	取締役	再任	社外	独立	指名報酬
4	いとう やよい 伊藤 弥生	取締役	再任	社外	独立	指名報酬
5	いまだ ともえ 今戸 智恵	取締役	再任	社外	独立	指名報酬
6	さいぐさ ひろのり 三枝 裕典	取締役 (管理本部担当)	再任			指名報酬
7	なかたけ はるみ 中竹 春美	上席執行役員 ビル設備事業部長	新任			
8	すが い たかのり 菅井 貴典	執行役員 関西支社長	新任			

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者 **指名報酬** 指名・報酬諮問委員会候補者

候補者
番号

1

もと はし のぶ ゆき
本橋 伸幸 (1957年12月31日生)

所有する当社の株式数……85,270株
在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 12/12回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員 F A 事業部長
2015年 6月 当社取締役 F A 事業部長
2016年 6月 当社代表取締役社長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

本橋 伸幸氏は、2016年の代表取締役社長就任以来、当社の技術力強化や海外事業の拡大など企業価値向上に繋がる新たな事業基盤の創出をけん引しております。また、著しく変化する外部環境の中でも、卓越した見識とリーダーシップをもって指揮をとっており、当社の持続的な発展には同氏が経営手腕を発揮することが適切であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

もりや
守屋

ふとし
太
(1962年9月25日生)

所有する当社の株式数……33,283株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 12/12回



再任

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2016年 6月 当社執行役員 F A 事業部長
2020年 4月 当社執行役員関西支社長
2020年 6月 当社取締役執行役員関西支社長
2021年 6月 当社常務取締役執行役員関西支社長及び支店担当
2022年 4月 当社常務取締役関西支社長及び支店担当
2023年 6月 当社専務取締役関西支社長並びに営業部門担当及びソリューション技術本部担当
2024年 4月 当社専務取締役事業統括室長並びに営業部門担当、
ソリューション技術本部担当及びICT推進部担当
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

守屋 太氏は、長年にわたり当社の主力事業である F A システム事業に携わり、事業責任者として国内・海外における豊富な経験と幅広い知見を有しております。その知見と手腕をもって、当社事業の成長に大きく寄与しており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ながしま よしろう
永島 義郎 (1952年4月7日生)

所有する当社の株式数…… 2,838株
在任年数…… 8年
取締役会出席状況…… 12/12回



再任

社外

独立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2005年10月	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役副社長
2002年 5月	同行 虎ノ門支社長	2009年 6月	日本カーバイド工業株式会社 常勤監査役
2004年 6月	東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長	2016年 6月	当社社外取締役 (現在に至る)
		2018年 6月	全国保証株式会社 社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

全国保証株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

永島 義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役及び社外取締役の経験を有していることから、当社の取締役会において適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、事業戦略や財務戦略等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

なお、当社と、全国保証株式会社との間に取引はございません。

候補者
番号

4

いとう やよい
伊藤 弥生 (1964年3月1日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 3年
取締役会出席状況 12/12回



再任

社外

独立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	日本電信電話株式会社入社	2018年4月	同社 IT戦略担当戦略部長
1988年7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社 (現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) 入社	2019年5月	ユニゾホールディングス株式会社入社 常務執行役員
2008年4月	同社 公共システム事業本部ビジネス企画推進室長	2020年11月	S Gシステム株式会社入社
2016年4月	日本マイクロソフト株式会社入社 エンタープライズパートナー営業統括本部シニアビジネスデベロップメントマネージャー	2021年4月	同社執行役員経営企画担当
2017年2月	ヤマトホールディングス株式会社入社 デジタルイノベーション推進室推進部長	2021年6月	三井住建道路株式会社 社外取締役 (現在に至る)
		2021年6月	当社社外取締役 (現在に至る)
		2023年6月	日本郵政株式会社 社外取締役 (現在に至る)
		2023年6月	西松建設株式会社 社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

三井住建道路株式会社 社外取締役、日本郵政株式会社 社外取締役、西松建設株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

伊藤 弥生氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、事業戦略やICTに関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としてDX (デジタルトランスフォーメーション) を推進する当社の経営に適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、事業戦略やDX等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

なお、当社と、三井住建道路株式会社、日本郵政株式会社及び西松建設株式会社との間に取引はございません。

候補者
番号

5

い ま ど と も え
今 戸 智 恵 (1975年3月3日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 2年
取締役会出席状況 12/12回



再 任

社 外

独 立

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

2003年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2019年 1月	三浦法律事務所入所 パートナー弁 護士
2003年10月	森・濱田松本法律事務所入所		
2008年 4月	外務省国際法局経済条約課 課長補 佐	2020年 6月	全国保証株式会社 社外取締役 (現在に至る)
2010年 7月	奥野総合法律事務所入所		
2018年 5月	株式会社アイ・アールジャパン入社 (現在に至る)	2022年 6月	当社社外取締役 (現在に至る)
		2023年10月	国立大学法人東京医科歯科大学 理事 (現在に至る)

重要な兼職の状況

三浦法律事務所 パートナー弁護士、全国保証株式会社 社外取締役、
国立大学法人東京医科歯科大学 理事

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

今戸 智恵氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、
上場企業の社外取締役の経験から当社の取締役会において適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、コンプライアンスやガバナンス等について適切な助言を期待し、選任を
お願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の
諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

なお、当社と、三浦法律事務所、全国保証株式会社及び国立大学法人東京医科歯科大学との間に取引
はございません。

候補者
番号

6

さいくさ ひろのり
三枝 裕典 (1961年8月14日生)

所有する当社の株式数……30,566株
在任年数…… 5年
取締役会出席状況…… 12/12回



再任

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2016年 4月 当社執行役員総務人事室長
2018年 4月 当社執行役員管理統括室長
2019年 6月 当社取締役執行役員管理統括室長
2020年10月 当社取締役監査部門担当
2021年 6月 当社取締役管理部門担当
2023年 6月 当社取締役事業統括室長及び管理部門担当
2024年 4月 当社取締役管理本部担当
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

三枝 裕典氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、管理部門の要職を歴任するなど、バランス感覚に優れ、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、関与する予定であります。

候補者
番号

7

なか たけ はる み
中竹 春美 (1961年11月10日生)

所有する当社の株式数…… 一株



新任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	三菱電機株式会社入社	2015年 4月	同社戦略事業開発室長
2006年 4月	同社e-行政部長	2018年 4月	同社中部支社長
2007年 4月	同社社会システム第二部長	2023年 4月	当社入社
2009年 4月	同社施設環境部長	2023年 4月	当社上席執行役員SI事業部長
2011年 4月	同社官公システム部長	2024年 4月	当社上席執行役員ビル設備事業部長
2013年 4月	同社関西支社社会システム部長		(現在に至る)

取締役候補者とした理由

中竹 春美氏は、三菱電機株式会社において長年社会インフラ事業の要職を歴任し、更には支社長としての経験を重ねる等、エレクトロニクス分野において豊富な見識と実績を有しております。その幅広い経験と手腕は、当社の持続的な発展に必要でありますので、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

すが い たかのり
菅井 貴典 (1968年8月14日生)

所有する当社の株式数…… 2,990株



新任

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2017年 4月 当社関西支社FAシステム二部長
2021年 4月 当社関西支社産業システム部長
2022年 4月 当社ビル設備副事業部長
2023年 6月 当社執行役員ビル設備事業部長
2024年 4月 当社執行役員関西支社長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

菅井 貴典氏は、長年にわたり当社主力事業であるFAシステム事業、更にはビル設備事業に携わり、当社事業に関する豊富な経験と知見を有しております。その知見と手腕は、当社の持続的な発展に必要でありますので、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会及び当社従業員持株会における持分を含んでおります(1株未満切捨表示)。
3. 取締役候補者の永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、3氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者の今戸 智恵氏の戸籍上の氏名は、山崎 智恵であります。
6. 当社と全国保証株式会社、三井住建道路株式会社、日本郵政株式会社、西松建設株式会社、三浦法律事務所及び国立大学法人東京医科歯科大学との間に、特別な関係はありません。
7. 取締役候補者の伊藤 弥生氏は、2024年6月27日開催予定の三井住建道路株式会社株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役を退任する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
9. 当社は、社外取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としており、永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏の選任が承認された場合は、3氏の間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

当社では、取締役会の構成において、各分野での豊富な経験と知見を有する人材を選任し、取締役会等の機能向上を図っております。

各取締役候補者が有する主な専門的経験と知見は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (年齢)	在任 年数 (年)	地位及び担当	候補者が有する主な専門的経験と知見							
				経営	営業	技術	財務・ 会計	法務	国際性	人事	DX
1	本 橋 伸 幸 (66)	9	取締役社長 (代表取締役)	●	●	●			●		
2	守 屋 太 (61)	4	専務取締役 (事業統括室長並びに 営業部門担当、ソリュー ション技術本部担当 及びICT推進部担当)	●	●	●			●		
3	永 島 義 郎 (72)	8	取締役 (社外)	●	●		●				
4	伊 藤 弥 生 (60)	3	取締役 (社外)		●	●				●	●
5	今 戸 智 恵 (49)	2	取締役 (社外)					●	●		
6	三 枝 裕 典 (62)	5	取締役 (管理本部担当)	●	●		●	●			
7	中 竹 春 美 (62)	—	上席執行役員 ビル設備事業部長		●	●					
8	菅 井 貴 典 (55)	—	執行役員 関西支社長		●	●					

(注)各取締役候補者が有する専門的経験と知見のうち、とりわけ強みのあるもの、当社事業と関連性が強いものを(最大4個)記載しております。

第2号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	つかだ かずひろ 塚田 和弘	監査役 (常勤)	再任
2	おかもと おさむ 岡本 修	監査役	再任 社外
3	のみやま ゆたか 野見山 豊	監査役	再任 社外 独立
4	いっぽうし のぶたけ 一法師 信武	監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1



再任

つかだ かずひろ
塚田 和弘 (1962年6月26日生)

所有する当社の株式数… 1,119株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 9/9回
監査役会出席状況…………… 5/5回

略歴、当社における地位

1985年4月 当社入社
2015年4月 当社執行役員S I 事業部長
2018年6月 当社執行役員ビル設備事業部長
2023年6月 当社常勤監査役
(現在に至る)

監査役候補者とした理由

塚田 和弘氏は、当社における長年の事業部門経験により当社事業を熟知しており、かつ執行役員として事業責任者を歴任する等、管理統制においても秀でた能力を有しておりますので、監査役として客観的かつ公正な立場で取締役の職務遂行を監視できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任
社外

おかもと
岡本

おさむ
修
(1966年7月27日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 8/9回
監査役会出席状況…………… 5/5回

略歴、当社における地位

1990年4月 三菱電機株式会社入社
2019年10月 同社東北支社総務部長
2019年11月 青森三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
2019年12月 山形三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
2020年2月 菱明三菱電機機器販売株式会社 社外監査役
2023年4月 三菱電機株式会社 営業本部事業企画部次長
(現在に至る)
2023年6月 当社社外監査役
(現在に至る)

社外監査役候補者とした理由

岡本 修氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、三菱電機株式会社営業本部事業企画部次長の職にあり、同社グループ企業の監査役を歴任する等、グループ企業の監督に関する十分な知識を有しております。また同社の経理部門を経験する等、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会最終時の時をもって1年であります。

候補者
番号

3

のみやま
野見山

ゆたか
豊 (1954年3月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 12/12回
監査役会出席状況…………… 6/6回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位

1977年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
2004年4月 株式会社寺岡製作所入社
2007年6月 同社執行役員管理本部副本部長
2008年6月 同社取締役管理本部長
2011年6月 同社監査役
 (現在に至る)
2011年6月 当社社外監査役
 (現在に至る)

重要な兼職の状況

株式会社寺岡製作所監査役

社外監査役候補者とした理由

野見山 豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結時の時をもって13年であります。

候補者
番号

4



再任

社外

独立

いっぼうし のぶたけ
一法師 信武 (1944年9月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 12/12回
監査役会出席状況…………… 6/6回

略歴、当社における地位

1971年 8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
1975年 3月 公認会計士登録
1976年 1月 監査法人東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1995年 7月 日本公認会計士協会理事
2001年 7月 日本公認会計士協会常務理事
2005年 4月 東北大学会計大学院教授
2007年 6月 株式会社タチエス監査役
2016年 6月 **当社社外監査役**
(現在に至る)

社外監査役候補者とした理由

一法師 信武氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当な知見を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結時の時をもって8年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります(1株未満切捨表示)。
3. 監査役候補者の岡本 修氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社は同取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式4,720千株(自己株式を控除した持株比率20.12%)を保有しております。
6. 社外監査役候補者の岡本 修氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いて同社の業務執行者となっております。また、同社から過去2年間に於いて、使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
7. 当社と株式会社寺岡製作所との間に、特別な関係はありません。
8. 社外監査役候補者の野見山 豊氏は、2024年6月20日開催予定の株式会社寺岡製作所株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
10. 当社は、社外監査役野見山 豊氏及び一法師 信武氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第38条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としており、野見山 豊氏及び一法師 信武氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度における当社グループを取り巻く事業環境は、雇用・所得環境の改善や堅調な企業収益を背景に、デジタル化・脱炭素化をはじめとした設備投資が回復基調を継続しており、内需を中心に堅調に推移しています。一方で、地政学リスクや中国経済の動向、物価上昇、欧米の金融政策の影響などによる海外経済の減速が国内経済の景気を下押しするリスクが懸念されます。

このような状況下、当社グループは、5カ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025 (ES・C2025)』の3年目として、技術力・企画力を高め、グループ内外との連携強化を図り、オリジナルソリューションの提供を通じ、高付加価値ビジネスを追求するとともに、社会の変化に即応し、SDGsへの取り組みを通じて社会課題の解決に貢献し、持続的な成長を実現する「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指し取り組んでおります。

これらの取り組みを進める中、製造業の設備投資需要が堅調に推移していることや部材不足の改善もあり、FAシステム事業が順調に推移しました。また、鉄道事業者向け案件の回復に伴ってインフラ事業も順調に推移しました。

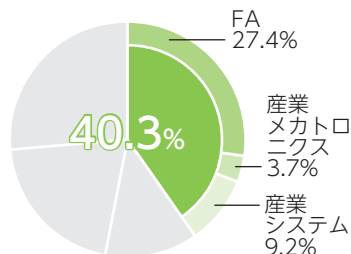
その結果、当事業年度における売上高につきましては、116,271百万円（前年度比9,852百万円増）となりました。経常利益につきましては、為替の影響もあり4,994百万円（前年度比750百万円増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、3,474百万円（前年度比578百万円増）となり、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、過去最高となりました。



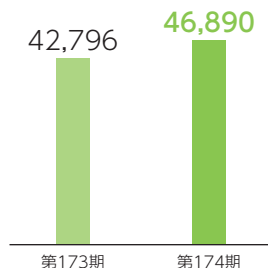
事業区分別の営業状況は次のとおりであります。

FAシステム 売上高46,890百万円（前年度比9.6%増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



FA分野は、半導体供給不足による納期長期化の影響が改善し、製造業の設備投資も回復基調を継続したことからコントローラシステムや駆動制御機器を中心に順調に推移しました。

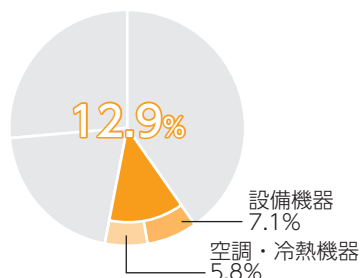
産業メカトロニクス分野は、放電加工機の場合が増加し堅調に推移しました。

産業システム分野は、工場設備の更新需要は底堅く、計測機器等が堅調に推移しました。

その結果、当該事業としては4,094百万円の増収となり、経常利益は672百万円の増益となりました。

ビル設備 売上高14,933百万円（前年度比1.0%減）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



設備機器分野は、情報通信事業者向け受変電設備案件が納期長期化により減少しましたが、消費の回復を背景に、百貨店向け店舗照明案件は堅調に推移し利益に貢献しました。

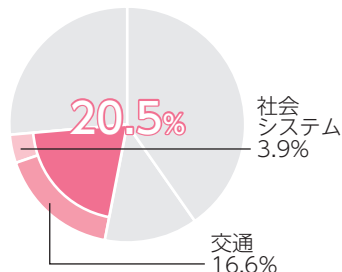
空調・冷熱機器分野は、店舗向け設備投資の回復により空調機器、低温機器が順調に推移しました。

その結果、当該事業としては153百万円の減収となりましたが、経常利益は145百万円の増益となりました。

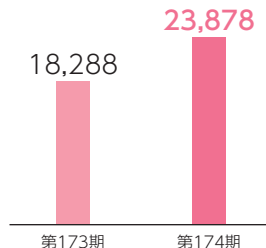
インフラ

売上高23,878百万円（前年度比30.6%増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



交通分野は、車両の改造案件が増加したことにより車両用機器が好調に推移し、無線通信機器も堅調に推移するほか、受変電設備も更新需要により順調に推移しました。

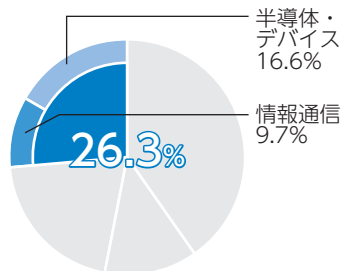
社会システム分野は、官公庁案件が堅調に推移し、太陽光発電設備の案件も増加しました。

その結果、当該事業としては5,590百万円の増収となり、経常利益は116百万円の増益となりました。

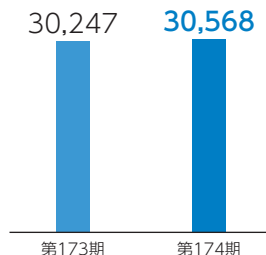
情通・デバイス

売上高30,568百万円（前年度比1.1%増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

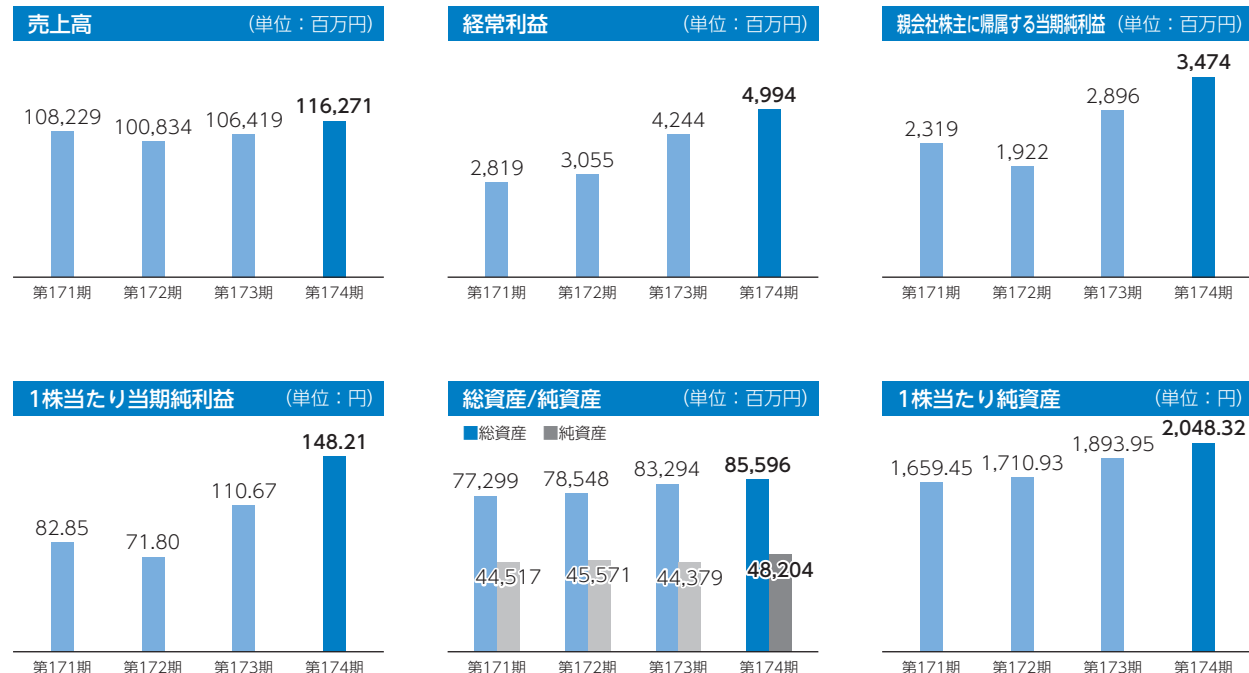


情報通信分野は、金融機関向け画像・映像機器が順調に推移し、電子医療装置の案件も増加し好調に推移しました。

半導体・デバイス分野は、産業機器向けパワーデバイスが在庫調整の影響を受けながらも前年並みで推移しましたが、電子デバイス品は家庭用電気機器向けが低調に推移しました。また、データセンター向けHDD用ICは需要の減少により苦戦しました。

その結果、当該事業としては321百万円の増収とはなりませんが、経常利益は182百万円の減益となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第171期 (2020年度)	第172期 (2021年度)	第173期 (2022年度)	第174期 (2023年度)
売上高	(百万円)	108,229	100,834	106,419	116,271
経常利益	(百万円)	2,819	3,055	4,244	4,994
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,319	1,922	2,896	3,474
1株当たり当期純利益	(円)	82.85	71.80	110.67	148.21
総資産	(百万円)	77,299	78,548	83,294	85,596
純資産	(百万円)	44,517	45,571	44,379	48,204
1株当たり純資産	(円)	1,659.45	1,710.93	1,893.95	2,048.32

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第172期の期首から適用しております。

(3) 重要な子会社及び企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社カナデンエンジニアリング	30百万円	100%	通信機器、電子応用機器、空調機器、低温機器、電気設備及び照明器具の販売、設計、工事及び保守
テクノクリエイト株式会社	20百万円	100%	コンピューターソフトウェアの設計及び開発
株式会社カナデンテレシス	20百万円	80%	移動体通信機器の販売及び保守
株式会社日本制御エンジニアリング	50百万円	100%	システム・ソフトウェアの開発
科拿電（香港）有限公司	350万香港ドル	100%	半導体・デバイス等の販売
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	100万シンガポールドル	100%	半導体・デバイス等の販売
科拿電国際貿易（上海）有限公司	260万米ドル	100%	半導体・デバイス、F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	400万タイバーツ	49%	F A 機器、産業メカトロニクス機器及び空調・冷熱機器の販売並びに自動化・IoT等ソリューションビジネスに関わるシステム販売
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	100万米ドル	100%	F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売並びに自動化・IoT等ソリューションビジネスに関わるシステム販売
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	1億タイバーツ	99.9%	F A 機器、空調・冷熱機器、半導体・デバイス等の販売及びタイにおける当社グループ内仕入・商材開拓統括機能
KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.	1千万タイバーツ	9%	産業用機械、制御システム等の設計、製造、導入設置等

- (注) 1. 当社は、2024年3月27日付で株式会社カナデンテレシスの発行済株式のうち20%を譲渡し、出資比率を変更しております。
2. FACOM-KD (THAILAND) CO., LTD.は、2023年5月11日付でKANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.へ商号変更を行っております。
3. KANADEN (THAILAND) CO., LTD.は、KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.株式の90.99%を保有しております。

② その他の重要な企業結合の状況

- i. 当社は、2023年12月27日付でGCJG19株式会社（同日付で株式会社JCEホールディングスへ商号変更を行っております。）の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。また、2024年3月18日付で同社とその完全子会社である株式会社日本制御エンジニアリングは、同社を存続会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社日本制御エンジニアリングへ商号変更を行っております。
- ii. 当社は三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式4,720千株（自己株式を控除した持株比率20.12%）を保有しております。なお、当社と同社との当事業年度中の取引は、当社単体の売上高の3.05%、仕入高の55.16%の割合を占めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、地政学リスクや中国経済の動向、欧米のインフレ高進や金融政策等、先行き不透明な状況が続いております。また、労働人口の減少や気候変動への対策も喫緊の課題となっております。

このような状況下、5ヵ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025 (ES・C2025)』(2021年度～2025年度)では、持続的な成長に向けた収益構造の強化を図り、お客様へ価値を提供し、社会課題の解決に貢献できる「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指す5年間としておりますが、社会環境の変化と当社グループにおけるリスクと機会を考察し、以下の項目に注力し取り組んでおります。

① 経営基盤である信頼と信用の向上

企業価値向上に向けた成長の基盤として、まず信頼と信用が重要であると認識しております。

法令違反や社会規範を逸脱した企業活動は信頼を損ない、企業価値を毀損します。さらに、デジタル社会では情報セキュリティの脆弱性が問題となり、外部からの侵入や情報漏洩による信頼低下や損害賠償請求のリスクが高まります。したがって、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、透明性の高い経営を実践するため、コンプライアンス委員会やリスクマネジメント委員会の機能を強化し、倫理観を持った健全で誠実な事業活動を推し進めてまいります。また、気候変動等の環境問題への対応は喫緊の課題と認識しており、サステナビリティ委員会を設置するなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速し、社会的信頼と信用を高めてまいります。

② 変化の時代に応じた事業基盤の強化

製品・サービスの複雑化や高度化、生産拠点やサプライヤーの多様化により、品質低下や欠陥が発生するリスクがあります。信頼の低下や損害賠償請求のリスクを回避するために、サプライヤーとの信頼と信用を築き、新たなサプライヤーの開拓に向け、製品サイト等を活用した活動を充実させ、企業間で補完しあう環境を築き品質向上に努めるとともに、サプライチェーンとの共創を進めてまいります。

また、労働人口減少の中、優秀な人材の確保が重要な課題と認識しており、人事ポリシーに基づいた働きがいと成長の好循環を実現する人事制度の刷新を行い、ダイバーシティの推進を図ります。さらに、働き方改革や健康経営を通じてエンゲージメントの向上を図ってまいります。

③ 市場で勝ち残るための競争優位性の向上

デジタル社会の進展には、商社機能の付加価値低下や既存商材・サービスの競争力低下といったリスクがあります。一方で、M&Aの実施等によるAI・IoT等を活用した技術力強化やソリューション提案力の向上とともに、デジタルマーケティングやインサイドセールス機能といった新たな切り口の拡充を図ることで、商談機会と提案領域を広げ営業力を強化し、新たな事業の創出を図ってまいります。グループ内やパートナー企業との連携により、オリジナルソリューションを提供し、お客様の企業価値向上に貢献し続けることで競争力を強化してまいります。

④ 技術と創意による事業の成長

気候変動等の環境問題への対応として、環境・エネルギー分野について、企業活動のあらゆる面において地球環境保全と調和に取り組み、当社グループのソリューションを通じて脱炭素社会の実現やGHG排出量の削減に寄与してまいります。また、少子高齢化による労働人口の減少等の社会課題に対しては、ロボット等の自動化システムやAI、IoT技術を活かしたソリューションで日本のものづくりの進化に貢献し、放射線治療装置や介護システムの提案により、長寿社会における健康増進や福祉充実に寄与してまいります。社会インフラにおいては防災・減災設備の提供や、鉄道事業者向け受変電設備等の提供により安全で快適な社会基盤づくりに貢献するなど、事業活動を通じてさまざまな社会課題の解決に貢献することで持続的に成長するエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとなることを目指してまいります。

⑤ 資本コストや株価を意識した経営

当社の株価純資産倍率（PBR）は、1.0倍を下回る状態で推移しております。当社の株価とROEとの間には一定の相関関係があることから、収益力の強化と資本効率の向上を図り、ROEを向上させることがPBRの改善につながるものと認識しております。中期経営計画（ES・C2025）では、ROE8.0%以上を達成し、資本コストを上回るROEを実現・維持していくため、資本コストを意識した戦略的な投資と事業ポートフォリオの見直しを行っていくとともに、適切な資本政策も実施してまいります。

持続的な成長の実現に向け、当社グループの価値創造の源泉となるさまざまな資本を拡充するための投資を行っております。人的資本への投資としては、人事制度の改定と教育体系の見直しにより多様な人材が能力を十分に発揮できる制度・風土づくりを進めているほか、積極的なキャリア採用などによる人材の確保・育成を強化しております。知的資本への投資としては、営業支援システム・顧客管理システムの導入や基幹システムの刷新をはじめとするDXに注力しております。従来、各部門や個人で保有していた顧客やパートナー企業の情報、ノウハウや技術情報をシステム上で蓄積・共有・分析することにより有効活用し、新たなビジネスモデルの創出や事業領域の拡大を図ってまいります。社会関係資本への投資としては、M&Aによるグループネットワークの拡充や、取引先との協働による新たな事業の創出・進化に向けた投資を積極的に実行してまいります。

また、お客様の課題が多様化、複雑化する中、当社グループに求められる役割が変化し、将来にわたって成長し続けるためには、セグメント間のクロスセルを強化し、従来提案しきれていなかった新たな価値を訴求することにより収益性を高めていくことが重要であると認識しております。事業のライフサイクルに応じた最適な資本投下や組織再編を行い、新たな事業機会を着実に次の基幹事業へと成長させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの事業は、FA、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイス等、幅広い分野にわたっております。

また、当社グループはエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとして、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は表のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
FAシステム事業	FAシステム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するコントローラシステムや自動化システムをはじめとするFA機器、微細加工に対応するレーザー加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品を販売しております。
ビル設備事業	ビル設備事業は、無停電電源装置、昇降機等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器、エネルギーマネジメントシステム等を販売しております。
インフラ事業	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、LED機器、情報通信機器、車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、航空管制システム、太陽光発電設備、地域防災システム等を販売しております。
情通・デバイス事業	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車及び産業機器に不可欠なマイコンを中心とする半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じた映像ソリューションシステム、セキュリティシステム、電子医療装置等を販売しております。

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市
中部支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県北九州市
東北支店	宮城県仙台市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社カナデンエンジニアリング	東京都中央区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社カナデンテレシス	大阪府大阪市
株式会社日本制御エンジニアリング	兵庫県神戸市
科拿電（香港）有限公司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科拿電国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
F Aシステム事業	359名	77名増
ビル設備事業	84名	6名増
インフラ事業	73名	8名増
情通・デバイス事業	248名	6名減
全社 (共通)	116名	18名減
合 計	880名	67名増

(注) 1. 使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び退職者は含んでおりません。

2. FAシステム事業の使用人数が前期末と比べて77名増加しておりますが、その主な理由は、株式会社日本制御エンジニアリングを連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
596名	4名増	42.8歳	17.3年

(注) 使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び退職者は含んでおりません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	23,600,000株
③ 株主数	18,155名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
三菱電機株式会社	4,720千株	20.12%
カナデン取引先持株会	2,915千株	12.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,724千株	7.35%
カナデン従業員持株会	923千株	3.94%
三菱倉庫株式会社	656千株	2.80%
明治安田生命保険相互会社	600千株	2.56%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	510千株	2.18%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	468千株	2.00%
東京海上日動火災保険株式会社	455千株	1.94%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	340千株	1.45%

(注) 持株比率は自己株式（145,632株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	22,558株	4名

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職
取締役社長 (代表取締役)	もと 橋 のぶ 幸 本 橋 のぶ 幸	
専務取締役	もり や ふとし 守 屋 ふとし	関西支社長並びに営業部門及びソリューション技術本部担当
取締役	なが しま よし ろう 永 島 よし 郎	全国保証株式会社 社外取締役
取締役	い とう や よい 伊 藤 弥 生	三井住建道路株式会社 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役 西松建設株式会社 社外取締役
取締役	いま ど とも え 今 戸 智 恵	三浦法律事務所 パートナー弁護士 全国保証株式会社 社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学 理事
取締役	もり ひさ たか 森 寿 隆	九州支店長
取締役	さい ぐさ ひろ のり 三 枝 裕 典	事業統括室長及び管理部門担当
監査役 (常勤)	つか だ かず ひろ 塚 田 和 弘	
監査役	おか もと おさむ 岡 本 修	三菱電機株式会社 営業本部事業企画部次長
監査役	の み やま ゆたか 野見山 豊	株式会社寺岡製作所 監査役
監査役	いっぼう し のぶ たけ 一法師 のぶ たけ 信 武	

- (注) 1. 取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡本 修氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岡本 修氏、野見山 豊氏及び一法師 信武氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役岡本 修氏は、三菱電機株式会社において、経理部門の役職を歴任するなど、財務・会計に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役野見山 豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役一法師 信武氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2023年6月20日開催の第173回定時株主総会終結の時をもって、境 晴繁氏及び山村 耕三氏は監査役を辞任しております。
5. 当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式4,720千株 (自己株式を控除した持株比率20.12%) を保有しております。
6. 当社と全国保証株式会社、三井住建道路株式会社、日本郵政株式会社、西松建設株式会社、三浦法律事務所、国立大学法人東京医科歯科大学及び株式会社寺岡製作所との間には、特別な関係はありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏並びに監査役野見山 豊氏及び一法師 信武氏の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

i. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しておりますが、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、役位に応じた月例の固定報酬とし、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（業種・業態、売上高、時価総額、従業員数等）及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度の連結経常利益の一定割合を原資とし、賞与として毎年一定日に支給するものとしております。

個人別の報酬額は、業績貢献度及び役位を基に決定しております。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬としております。

< 譲渡制限付株式報酬の内容 >

(i) 概要

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に付与する譲渡制限付株式について、(ア)「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて」譲渡制限を解除するもの（以下、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」という。）と、(イ)「対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として」譲渡制限を解除するもの（以下、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」という。）とが併存する形としております。

(ii) 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

対象取締役に譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、これらの合計は年額50百万円以内としております。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内とし、これらの合計は年100千株以内としております。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われ、金銭の払込み等は要せず、対象取締役の報酬額は、1株につき取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出することとしております。

(iii) 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の概要

業績連動型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約1」という。）を締結するものとしております。

(ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約1により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式1」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと定めております（以下、「譲渡制限1」という。）。

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間としております。

(イ) 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、本割当株式1の全部又は一部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限1を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限1を解除された本割当株式1を自由に譲渡等できることとしております。

(ウ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失したときは、譲渡制限期間が満了した時点で本割当株式1の全部又は一部の譲渡制限1を解除することとしております。

(エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(イ)及び(ウ)の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

- (オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式1の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限1を解除することとしております。
- (カ) 上記(オ)に規定する場合においては、当社は、上記(オ)の定めに基づき譲渡制限1が解除された直後の時点において、なお譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。
- (キ) 上記(ア)から(カ)のほか、本割当契約1における意思表示・通知の方法、本割当契約1改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約1の中で定めることとしております。
- (iv) 対象取締役に対して付与する勤務条件型譲渡制限付株式の概要
- 勤務条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約2」という。）を締結するものとしております。
- (ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約2により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式2」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはしないと定めております（以下、「譲渡制限2」という。）。
- 譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間としております。
- (イ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。
- (ウ) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式2の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限2を解除するものとしております。ただし、対象取締役が、上記(イ)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(イ)に定めるいずれの地位も喪失したときは、譲渡制限2を解除する本割当株式2の数及び譲渡制限2を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしております。
- (エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(ウ)の定めに基づき譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。

(オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式2の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限2を解除するものとしております。

(カ) 上記(オ)に規定する場合においては、当社は、上記(オ)の定めに基づき譲渡制限2が解除された直後の時点において、なお譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得するものとしております。

(キ) 上記(ア)から(カ)のほか、本割当契約2における意思表示・通知の方法、本割当契約2改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約2の中で定めるものとしております。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役位	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
			業績連動型	勤務条件型
取締役社長	42.3%	43.5%	7.1%	7.1%
役付取締役	43.7%	42.7%	6.8%	6.8%
取締役	44.9%	41.9%	6.6%	6.6%

(注) 1. 報酬には使用人兼務分を含めております。また、社外取締役は含めておりません。

2. 上記割合は中期経営計画ES・C2025の経営目標数値を100%達成した場合の割合を示しており、業績の結果によって報酬の割合は変動します。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、社内規程に基づき各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績貢献度、役位に応じた賞与の配分及び株式報酬の割当てを算定し、その内容について指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ii. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動賞与 (百万円)	譲渡制限付株式報酬 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
				業績連動型	勤務条件型	
取締役 (うち社外取締役)	261百万円 (24百万円)	110百万円 (24百万円)	119百万円 (一)	15百万円 (一)	15百万円 (一)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (8百万円)	20百万円 (8百万円)	— (一)	— (一)	— (一)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	282百万円 (32百万円)	130百万円 (32百万円)	119百万円 (一)	15百万円 (一)	15百万円 (一)	12 (5)

- (注) 1. 上記の支給額には、2023年6月20日開催の第173回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬に係る指標は、経常利益等であり、その実績は「1. (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。当該指標を選定した理由は、取締役の会社業績拡大に対するインセンティブになるためであります。当社の業績連動報酬は、当該事業年度の業績指標に対して担当部門ごとに設定した目標達成度及び役位ごとに設定した係数を乗じて算定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「八. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
また、この報酬限度額とは別に2018年6月20日開催の第168回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 2021年6月24日開催の第171回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬のうち、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、合計は年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
7. 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬諮問委員会が決定方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針及び決定方針に沿うものであると判断しております。
8. 監査役報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
9. 第173回定時株主総会において退任した取締役1名に対し、勤務条件型譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員等の主要な業務執行者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏並びに、社外監査役野見山 豊氏、一法師 信武氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「(2)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ii. 当事業年度における主な活動状況

当社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	永島義郎	<p>当事業年度に12回開催された取締役会の全てに出席しました。主に会社経営者の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に事業戦略や財務戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に6回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p>
取締役	伊藤弥生	<p>当事業年度に12回開催された取締役会の全てに出席しました。主に事業戦略やICTに関する豊富な知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に6回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p>
取締役	今戸智恵	<p>当事業年度に12回開催された取締役会の全てに出席しました。主に企業法務に精通した弁護士の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス・ガバナンス等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に6回開催された指名・報酬諮問委員会の全てに出席しました。同委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p>
監査役	岡本修	<p>監査役就任以降、当事業年度に9回開催された取締役会のうち8回出席し、また、5回開催された監査役会の全てに出席しました。電機業界における豊富な財務・会計に関する知見を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役就任以降、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p>
監査役	野見山豊	<p>当事業年度に12回開催された取締役会の全てに出席し、また、6回開催された監査役会の全てに出席しました。会社経営に対する高い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p>
監査役	一法師信武	<p>当事業年度に12回開催された取締役会の全てに出席し、また、6回開催された監査役会の全てに出席しました。公認会計士としての専門の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務会計及び内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、科拿電（香港）有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易（上海）有限公司、KANADEN(THAILAND)CO.,LTD.、KANADEN VIETNAM CO., LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.、KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実性と成長性を併せ持った「健全経営」を確実に推し進めていくため、将来の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、連結配当性向35%を基準指標に、安定した配当の維持継続に努めてまいりました。

この方針に基づき、当該事業年度の期末配当金につきましては、普通配当金を1株当たり29円とさせていただきます。既に中間配当金として1株当たり24円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり53円となります。

なお、次年度より、株主の皆様に対しより一層の利益還元を図るべく、基準指標である連結配当性向を35%から40%に変更し、引き続き安定した配当の維持継続に努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[68,404]
現金及び預金	17,047
受取手形	1,352
電子記録債権	7,441
売掛金	28,675
契約資産	505
商品及び製品	11,294
原材料及び貯蔵品	1
未収入金	1,453
その他	639
貸倒引当金	△5
固定資産	[17,192]
有形固定資産	[8,584]
建物及び構築物	3,653
機械装置及び運搬具	43
工具、器具及び備品	289
土地	4,416
リース資産	174
建設仮勘定	8
無形固定資産	[3,083]
ソフトウェア仮勘定	1,291
のれん	1,631
その他	160
投資その他の資産	[5,524]
投資有価証券	4,802
退職給付に係る資産	194
繰延税金資産	244
その他	345
貸倒引当金	△62
資産合計	85,596

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[36,687]
支払手形及び買掛金	24,498
電子記録債務	5,583
1年内返済予定の長期借入金	702
未払法人税等	810
前受金	815
賞与引当金	1,334
役員賞与引当金	136
その他	2,805
固定負債	[705]
再評価に係る繰延税金負債	167
役員退職慰労引当金	6
退職給付に係る負債	318
資産除去債務	35
リース債務	134
その他	43
負債合計	37,392
(純資産の部)	
株主資本	[44,479]
資本金	5,576
資本剰余金	5,361
利益剰余金	33,710
自己株式	△168
その他の包括利益累計額	[3,562]
その他有価証券評価差額金	1,769
土地再評価差額金	378
為替換算調整勘定	568
退職給付に係る調整累計額	845
非支配株主持分	[162]
純資産合計	48,204
負債・純資産合計	85,596

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		116,271
売上原価		98,963
売上総利益		17,307
販売費及び一般管理費		12,763
営業利益		4,544
営業外収益		
受取利息	62	
受取配当金	65	
仕入割引	13	
為替差益	250	
その他	86	478
営業外費用		
支払利息	13	
寄付金	6	
その他	8	27
経常利益		4,994
特別利益		
投資有価証券売却益	66	66
特別損失		
固定資産除却損	4	
固定資産売却損	1	
その他	0	6
税金等調整前当期純利益		5,055
法人税、住民税及び事業税	1,645	
法人税等調整額	△65	1,580
当期純利益		3,474
親会社株主に帰属する当期純利益		3,474

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[60,022]
現金及び預金	12,040
受取手形	1,270
電子記録債権	7,378
売掛金	27,476
契約資産	503
商品及び製品	9,656
原材料及び貯蔵品	0
前渡金	358
前払費用	195
関係会社短期貸付金	41
未収入金	1,083
その他	22
貸倒引当金	△6
固定資産	[17,340]
有形固定資産	[8,231]
建物	3,480
機械及び装置	38
工具、器具及び備品	276
土地	4,331
リース資産	96
建設仮勘定	7
無形固定資産	[1,443]
ソフトウェア	123
ソフトウェア仮勘定	1,291
その他	28
投資その他の資産	[7,665]
投資有価証券	4,768
関係会社株式	2,143
関係会社長期貸付金	339
長期前払費用	3
繰延税金資産	371
その他	177
貸倒引当金	△62
関係会社貸倒引当金	△76
資産合計	77,363

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[33,714]
支払手形	59
電子記録債務	5,476
買掛金	23,161
リース債務	27
未払金	813
未払法人税等	676
前受金	771
預り金	150
賞与引当金	1,163
役員賞与引当金	119
受入保証金	581
その他	712
固定負債	[1,286]
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付引当金	1,024
資産除去債務	14
リース債務	79
負債合計	35,001
(純資産の部)	
株主資本	[40,221]
資本金	[5,576]
資本剰余金	[5,364]
資本準備金	5,359
その他資本剰余金	5
利益剰余金	[29,447]
利益準備金	588
その他利益剰余金	28,859
別途積立金	16,740
繰越利益剰余金	12,119
自己株式	[△168]
評価・換算差額等	[2,141]
その他有価証券評価差額金	1,762
土地再評価差額金	378
純資産合計	42,362
負債・純資産合計	77,363

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		107,917
売上原価		93,762
売上総利益		14,154
販売費及び一般管理費		10,113
営業利益		4,041
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	720	
仕入割引	13	
不動産賃貸料	55	
為替差益	249	
その他	24	
		1,072
営業外費用		
支払利息	7	
関係会社貸倒引当金繰入額	52	
その他	13	
		73
経常利益		5,040
特別利益		
投資有価証券売却益	66	
関係会社株式売却益	176	
		242
特別損失		
固定資産除却損	1	
		1
税引前当期純利益		5,281
法人税、住民税及び事業税	1,458	
法人税等調整額	△53	
当期純利益		3,876

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して、以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第174期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第174期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役	塚田	和弘
社外監査役	岡本	修
社外監査役	野見山	豊
社外監査役	一法師	信武

以上

株主総会会場ご案内図

会場

晴海アイランド トリトンスクエア
 オフィスタワーZ棟 15階
 株式会社カナデン 本社会議室

東京都中央区晴海一丁目8番12号 / TEL 03-6747-8800

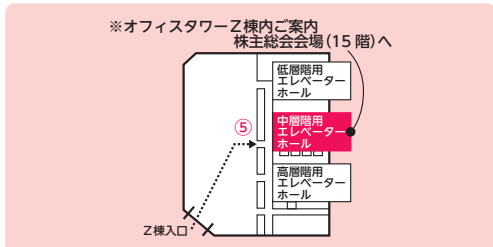
交通

都営地下鉄大江戸線
 「勝どき」駅

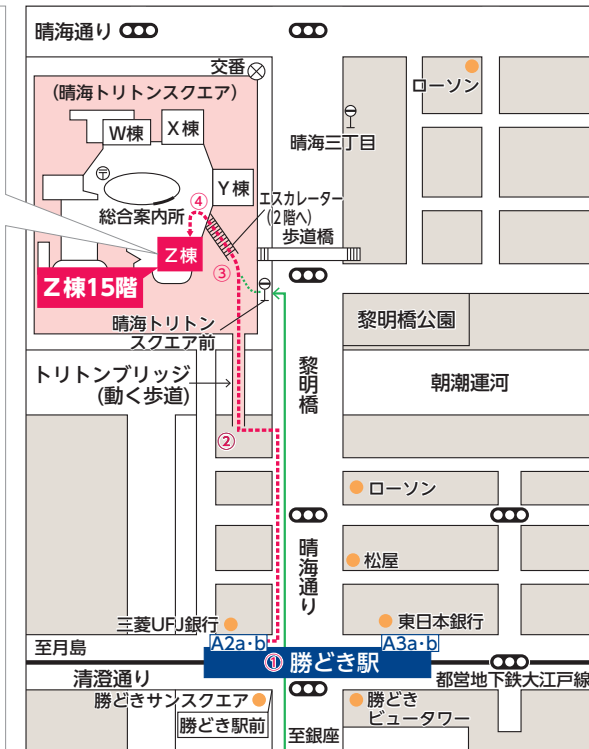
A2a・b出口
 (月島駅側)

より徒歩7分

●徒歩ルート



- ① 都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅 A2a・b出口から出たすぐの交差点を渡らず、左折します。
- ② 100mほど直進すると、左手に「トリトンブリッジ」が見えますので、動く歩道を渡って直進してください。
- ③ 「トリトンブリッジ」を抜け、左手正面にあるエスカレーターを上り「晴海トリトンスクエア」に入ります。
- ④ エントランスの中央まで直進すると、左手側に「オフィスタワーZ棟」の入り口が見えます。
- ⑤ 「オフィスタワーZ棟」に入り、中層階用のエレベーターに乗り、「15F」までお越しください。



●バスでお越しの方

バスルート

	1	2	3	4
バス停最寄り駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス乗車停留所	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	数寄屋橋	銀座四丁目
都営バスの系統	都05-1又は05-2		都03、05-1又は05-2	
行先	晴海埠頭行き 又は 東京ビッグサイト行き			
下車停留所	晴海トリトンスクエア前			



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

